

『子どもの虐待かも...』

と思ったら、

お電話ください。

疑いの段階でも電話
できます。

電話した方の
秘密は
守られます。

季節に合わない
服装をして
いる

不自然な傷や
あざがある

子どもが泣き叫ぶ
声とともに親の怒鳴り
声が聞こえる



こんなことを思ったことはありませんか？

お電話ください。子どもを守るための第一歩です。

連絡先・通報先

子育て支援課

☎ **47-7786**

※夜間あるいは早朝等において、繋がらない場合があります。その時は、柏崎市役所（23-5111）へ連絡してください。

長岡児童相談所

☎ **0258-35-8500**

又は
いちはやく
☎ **189**

激しい暴力を目撃するなど命の危険がある場合はすぐに通報を！

柏崎警察署

☎ **21-0110**

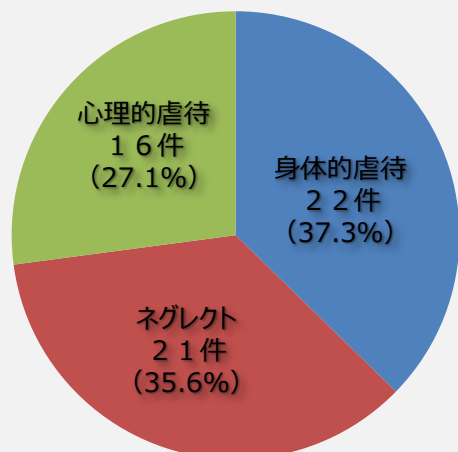
連絡の際のポイント

連絡するときは、わかる範囲で結構ですので、次の点をお伝えください。

- いつ、どこで
- 何を見たのか、何が聞こえたのか
- 誰からされていたか
- 今の子どもの様子 など

しつけと虐待は違います。

しつけか虐待かは子どもの側から判断するのが基本。いくら親が「しつけ」だと考えていても、子どもが恐怖や苦痛しか感じられないものであれば「虐待」です。そして、どのような理由があっても、それらの行為が正当化されることはありません。



平成28年度柏崎市子育て支援センターにおける児童虐待相談の状況

身体的虐待



子どもの身体に苦痛や外傷が生じるような暴力を加えること

- 殴る、蹴る、投げ落とす
- やけどを負わせる
- 溺れさせる
- 外にしめだす など

ネグレクト



子どもの健康・安全に配慮しない、衣食住の世話をしないなど、保護者として保護の怠情（ネグレクト）に値すること

- 家に閉じ込める
- 食事を与えない
- 自動車の中に放置する
- 重い病気になっても病院に連れて行かない
- ひどく不潔にする など

心理的虐待



子どもの心を著しく傷つけること

- 言葉による脅し
- きょうだい間での差別的扱い
- 子どもを無視する
- 子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス【DV】） など

性的虐待



子どもにわいせつな行為をする・させる

- 子どもへの性的行為を見せたり、強要したりする
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する など